

チューター登録希望者 各位

大学院総合文化研究科・教養学部  
教務課国際交流支援係

## チューター（GPEAK 外国人留学生向け）について

チューター制度の目的は、留学生の教育・研究について個別の課外指導をおこなうことにより、その学習効果の向上を図ることです。具体的な内容は、GPEAK 外国人留学生が本研究科での研究に従事するための助言、助力を供与し、文献・資料収集のアドバイス、論文作成にあたっての助言、日常生活の諸手続きの補助なども含めた、留学生一人一人の必要に応じた手助けをすることです。

なお、GPEAK 留学生の日本語能力は高くありませんので、英語でコミュニケーションを取ることが求められます。

チューターを始めるにあたっては、受持ちの留学生の研究計画や本研究科での就学希望についてよく話を聞き、その人に合った指導計画を立てて効果的に進めてください。

留学生には、アドバイスや励ましが必要になることが多くあります。良き相談相手・友人となることを希望します。

また、次項<チューターをおこなう条件>もご参照ください。

### ★ チューター希望者登録から決定まで

登録方法：所定の「チューター希望者登録用紙」に必要事項を記入して教務課国際交流支援係の窓口にて期日までに提出して下さい。直接持参することが難しい場合は、メール添付による提出も受け付けます。なお、登録しても、必ずチューターの依頼があるとは限りません。

選抜方法：GPEAK の各プログラムで、みなさんの記入した「チューター希望登録用紙」と外国人留学生の所属専攻や研究分野等を元にチューターを選びます。

決定の連絡と活動の進め方：

チューターに選ばれた方には教務課からメールで、対象の留学生名と指導教員（世話役教員）名及びその両者の連絡先アドレスをお知らせします。チューターに選ばれた方は、留学生とその指導教員に直接連絡をとり、チューターとしての活動内容や進め方を三者で相談しながら活動を始めてください。

## <チューターをおこなう条件>

### 1. チューターの任期

留学生の入学より原則1年間。途中から就任した場合は留学生が1年目を終了するまで。

### 2. チューターをする時間と場所

留学生と相談の上、双方の都合の良い時間と場所でおこなってください。

### 3. チューターへの謝金額と謝金支給対象時間

@900円/時間（前年度実績）、四半期（3ヶ月）ごとに27,000円（30時間）を限度とする（1枚の謝金支給調書（3ヶ月分）に30時間を超えて申請することはできません）。

### 4. チューターの謝金支給手続き

10～12、1～3、4～6、7～9月分の謝金支給調書を作成します。謝金の手続き方法については、**四半期末ごとに**、教務課国際交流支援係からチューター本人に郵便で通知します。住所やメールアドレス等に変更があった場合はすぐに係まで届け出てください。

### 5. チューター登録の手続き

チューターに決まった方は以下①～④を国際交流支援係に提出します。詳細は決定後に連絡します。

- ① 登録申請書（留学生が記入する欄があります）
- ② 履歴書（写真添付のこと）
- ③ 謝金振込を希望する銀行通帳のコピー（見開き1ページ目）
- ④ 取引先データ登録依頼書

注意：チューターは、四半期ごとに支給調書が届くまで、チューターをした日付と時間をメモしておく必要があります。

問い合わせ先：教務課国際交流支援係  
神山

アドミニストレーション棟1階

電話: 03-5454-6064 e-mail: ryugakusei-g@adm.c.u-tokyo.ac.jp